

第2回 生駒市景観計画専門部会 会議録

1. 日時 平成21年12月18日(金) 9時30分～12時00分

2. 場所 生駒市役所4階 401・402会議室

3. 出席者

(委員) 久 部会長、下村 副部会長、
嘉名 委員、大原 委員、樽井 委員、福本 委員、植田 委員、大西 委員
(事務局) 佐和部長、森本次長、林課長補佐、高谷主査、百瀬主任
(以上、都市計画課)
山口、市川 (以上、パシフィックコンサルタンツ株式会社)

4. 欠席者 なし

5. 会議公開 公開

6. 傍聴者数 1名

7. 議事内容

部会長：おはようございます。年末のあわただしい折り、お集まりいただきありがとうございます。今日は、委員の方から景観と都市計画との関係を説明していただいて、生駒の景観のあり方につなげていきたいと思っている。前回、私の方から景観関係の話をしたが、今日は嘉名委員から都市計画について、次回は副部会長から緑について話していただく。景観に関連して様々な法律や手法があるので、そういった景観法以外の手法としてどのようなものがあり、それが景観法とどうつながっているのかについて、みなさんと共有したいと思っている。それでは、まずはお話をさせていただいて、後ほど、質疑、応答をさせていただく。

案件(1) 景観と都市計画との関係について

○委員から、資料「景観づくりの制度体系」に基づきの説明

○事務局から、資料「生駒市における都市計画の内容について」及び「大和都市計画生駒市東生駒1丁目地区地区計画について」に基づき説明

委員：地区計画で形態意匠の戦略としてどういうことをやっているのかももう少し教えてほ

しい。どこでも結構なので。

事務局：住民主導型でやった鹿ノ台地区では、形態意匠で屋外広告物について規制している。

委員：用途地域の図を見てもらうとわかるが、基本的には色を塗っているところをどうするのか、範囲を決めてそのうえで何が要るかを考える。都市計画は土地利用について、地域地区を定めるというやり方でやっていく。大半の方がこの色のついているエリアに住んでいると思うが、生駒の地形を考えて、生駒の景観を考えると住んでいる人は色の塗ってある辺りにいる。生駒山などの景観というのはそこだけで成立していない。市街地も関係が深い。むしろ市街地との境が目玉だったりする。これは都市計画でエリアを決めてそこで何をするかという考え方だけでは難しい。例えば地区計画というエリアを決めた中でどういう景観にしていけば良いかはある程度できるが、住んでいるところから見える背景の山の部分をどうするかは都市計画では考えにくい。市街化をしないでおこうとかある程度はできるが限界があるということがおわかりいただけと思う。

(休憩)

案件（2）生駒市における今後の景観のあり方について

部会長：私の方から3点。1つ目は委員の方から地区計画の話の時に、3つ目の観点が出てきたが、規制でもなく、積極的につくっていくでもないという話。そこ関係する話だが、私はいつも話をさせて頂く時に、今までの都市計画というのは100%守らないといけないということでぎりぎりここから下になると困るという規制をやってきた。法律用語では「必要最小限規制」。これはなぜかという私権を制限するので、憲法29条で保障されている財産権を侵害することになり、あまりきつい制限がかけられないため必要最小限となる。ところが、地域の住民からするともう少し高いレベルの質を要求している。パチンコ屋はいらないとか、こういう建物はおかしいというあたりのレベルを考えている。ところが都市計画というのは必要最小限の規制しかかけていないのでこのギャップが出てきてトラブルが発生する。逆の意味を言うと、事業者は法律を守っているので良いではないかと言う。住民の立場から言うと最小限の規制しかかかっていないのもっと本当はやってほしいことがいっぱいあるとなる。このギャップをどう埋め合わせるかという手段がある。必要最小限のラインから下は100%遵守してもらわないといけない、誰が考えても守ってもらわないといけない話。ところが住民の望むレベルは1割の人が守ってくれないかもしれないが9割の人が守ってくれたらそこそこのまちができるのではないかという話。ここが先ほど嘉名委員がおっしゃったグレーゾーン。白黒はっきりつけるという世界ではなく、グレーゾーンは名前のとおりグレーではっきりしない部分。そこで私達が用いるのは先ほど委員の話にもでてきたが、協議を使う方法。景観から見たときにこうしてほしい、でも商業ベースからするとそんなことはできないとなった時に、議論をして結論を出す。必要最小限のラインから下は100%遵守なので、

ダメなものダメ。良いものはいい。グリーゼーンは話し合いの中で折り合いの線を決めていく。その時にガイドラインなどで、こうしてほしいというのをあらかじめ示しておくが、どうしても守られないとか難しいという話であれば話し合いで決着する。もう1つの話は住民の望むレベルまであげていくやり方で誘導という考え方。規制でもない、事業でもない、誘導というやり方がある。これが景観でやらないといけないこと。それから、もう1つはアメリカなどで発達した考えだが、アーバンデザインという考え方がある。これが景観デザインに近い考え方だが、先ほどの委員の話の中で地図に色を塗るという話があったが、今までの都市計画では地図に色を塗っていった。道路はこの色、公園はこの色というように2次元でものを考えていた。ところが、私達は3次元のまちの中にいるので、例えば公園に緑の色が塗られてもその公園がどんなデザインなのか3次元で空間を考えていく。あるいは、用途地域の話も、ここはこんな用途はダメでここはこんな用途は良いという用途だけではなく、どんな形の建物が並ぶのか3次元で物事を考えていかないと良いまちにはならない。ところが、今までの都市計画、特に都市計画の規制、制限というのは2次元のもので考えていた。それを3次元でデザインも考えていくというのがアーバンデザイン。それが景観デザインや景観の考え方に近いというのが2点目の話。今までの都市計画と景観法や景観の考え方で違うのはこのグリーゼーンをどうやっていくかである。少し脱線話でいうと、私はこのグリーゼーンは大切だと国土交通省にずっと言ってきたが、グリーゼーンがあるからダメだと言って景観法でグリーゼーンをなくす方向に行こうとしていた。私は景観法を作る時の研究会に入っていたので、グリーゼーンがある方が本当はやりやすいと言ったのだがこの辺りをこれからも考えていかないといけない。箕面はグリーゼーンがあるところは条例、グリーゼーンがないところは景観法で規制している。3点目だが、景観とか景観デザインというのは主観的なので人によって判断が違う。ところが、私も副部長も、嘉名委員も景観アドバイザーという立場で図面を見せていただいて、こういうほうが良いのではないかとアドバイスする立場で、一緒に仕事をする機会も多いが、この3人の判断はほとんどぶれない。副部長がダメだというものは私もダメだというし、嘉名委員が良いというものは私も良いという。微妙に違うところもあるが、ほぼ90何パーセントかは3人の判断は一緒であり、一定の共通した考え方はあるということ。それはグリーゼーンという話と同じで、良いか悪いかでどこかに線をひいているかではなく、専門家から見るとどう考えてもダメだという部分と、どう考えても良いという部分とどちらでも良いという部分がある。どちらに転んでも景観的に迷惑を及ぼさないという話があり、その辺りが段階的になっている。大卒の判断はぶれない。それと、事業者と話をするときに、私達がいつも注意しているのだが、例えば建築物とか単独のものデザインは評価しない。ここをやってしまうと景観デザインとして越権行為になる。私達が判断するのは建物のデザインではなく、その建物が周辺の環境とか周辺の景観から見たときにしっくり納まっているかという判断しかしない。ここを間違えるとデザイナーの創造性を阻害すること

になるので。その3点を私の方から言わせていただいた。他にご質問等あるか。

委員：たくさんあるのだが、まず先ほどのプレゼンの中で難しいと言っていたのだが、都市計画は、概ね1919年からの考えで、最低限の基準であって、市民がどうのこうのという分野のものではない。一方で、景観とかまちづくりへの市民参加とかいった部分はそうではない。そのところは最近新しく景観法とかできて、市民参加というのも容認されてきた。どちらかというとも市民が参加できる領域である。そうすると、都市計画法、あるいは、都市計画マスタープランについては、市民の代表である市が概ね主導的に決められる。ただ、景観については、主観的なものがかかわるので、1つのシーンではなく、見るほうの主観も関わってくるとなると、市民の参加がより重要な領域になってくると思うが、これの違いなのか。

委員：おっしゃるとおりだと思う。生駒市の市民の方が良いと思っている景観と東大阪市に住んでいる人が良いと思う景観は違う。そのことは普段生駒市に住んでいるとみんな考え方はばらばらだと思うかもしれないが、東大阪の人とか名古屋の人、いろんな人と話し合うと多分生駒市の方は考え方が近いと気づくはず。ばらばらといいながら、感覚は共有されている。そのことは重視したほうが良い。そういう意味では市民の方がありきたりな景観とはどういうものだと思っているか、そこに盛りこんでいくべきで、そのために意見を聞く、参加していただく、理解していただくことが必要だと思うし、いったん制度ができたなら終わりではないので、ずっと継続的に進む取り組みとして市民の意見を聞きながらやっていくということが必要である。

部長：委員がおっしゃっている都市計画マスタープランと都市計画は今日の話では都市計画法に基づく都市計画。私達が考えている都市計画はそうではなく、もっと根本的な都市を計画するものなので、住民がまず声をあげていかないと多分できない。例えば、先ほどの生駒の用途地域の割合と大阪市の割合で、大阪市の第一種低層住居専用地域がまったくない。ところが、生駒は6割が第一種低層住居専用地域である。また、私はこれから大阪の摂津市の委員会に行くのだが、私は摂津市の出身だが、摂津市は第一種低層住居専用地域は、たった1箇所しかない。大阪市の極めて近い。そういう町で生まれ育った人間からすると、いろんなものを許容する。まちの中に工場もあるし、商業施設もあるし、そういうのが当たり前というところで生まれ育った。そういうことでいうと、生まれ育ったまちによってまちの見方も違うし、どんなまちに住みたいかやどんなまちが良いかというのが違う。その考えをまず一緒にしないとどういう規制が良いかやどういう都市計画が良いかが決まってこない。その根本論を本当はやりたい。皆さんが思っているまちにするために都市計画法を使って、あるいは市役所がどういう道具を使っていくかという順番になってほしい。景観だけでなく、全てにわたって住民から声をあげてもらって、ばらばらの声を1つにまとめていただく。

委員：景観を考える時に住民の参加、住民のイニシアチブを取り入れないといけないと先ほどのプレゼンテーションで感じた。私は景観については素人でこの委員会に参加してい

るが、市民の中でも景観について感心や興味が大きいのではないかと思う。アンケートの結果を見ると街並みが悪くなっている、福祉などが悪くなっているという比率が増えている。それから住みにくくなっているという意見も増えている。ということから市民の関心もかなり出ているのではないかと思う。私が市民の素人としてここに参加して発言するだけではどうかと思う。声を聞く場が必要ではないかと思う。そのあたり他市の事例等どうなのか。例えば箕面の場合どうかたちで景観計画がスタートしていったのか。市民感覚という観点からみてどのような形で動きだしたのか教えてほしい。

部会長：景観計画が生駒でもできた暁には市民会議を作ってもらえないかと話をしている。箕面は、箕面市民まちなみ会議というのがあり、これが一番最初にできて十何年前の計画を立ち上げてからずっと市民サイドで活動してもらっている。例えば毎月1回勉強会を自分達で催すとか、会費も自分達でお金を出しながらニュースレターを発行したり、まち歩きのパフレットを作ってもらったり、年に2回パネル展を自分達のためにやってもらったり、脈々とした活動がある。そういう方々が今度の改正の時にもベースになっていただいて、市民の意見を集約しながら市役所と両輪でやっている。生駒もまちなみ会議に相当するような市民会議をやっていただきたい。ただ、いろんな方々がいろんな意見を言うので、代表や取りまとめ役は苦勞する。それを市民会議で乗り越えていただくという作業があつてこそ今のような市民グループの価値がある。

委員：是非そういうものを市長なりに提言する準備をしてほしい。そのモデルというものはすでに緑とか環境とか事業の取り組みの中であるので、大変合意形成は難しいと、今伺ったが、一方でアンケートを見ると市民の関心も高まっているのも事実なので検討してはどうかと思う。

部会長：私の仕事はもともとこういう仕事ではなく、仕事の半分は自治会活動。なぜかという合意形成を図るといふことになると日頃からの付き合いがないと合意形成などできない。自治会長がおっしゃるのは、普段自治会活動に参加しない人ほど文句を言う。いかに普段から自治会活動に参加いただけるかの方が私の仕事としては大きい。それは合意形成の難しさを経験した中で根本的な地域のコミュニケーションをしつかりしないと何事も動いていかない。それと、今4箇所地区計画が住民主導と紹介されたが、この4箇所は花と緑のまちづくりにすごく熱心なところである。典型的なのは光陽台で、2年連続花と緑のまちづくりコンテストの最優秀賞をもらっている。そういう日頃からの結束力があるからこそ地区計画ができる。逆に言うと地区計画をきっかけにさらに揉め事を乗り越えたということで地域の結束が強くなっていく。鹿ノ台もそうだが、だいたい地区計画がまとめられているところは花と緑のまちづくりに熱心なところだとわかった。

委員：地域、地区、都市、まち、まちもひらがなの「まち」と「街」と「町」とそういう言葉の使い分け方も教えていただきたい。それから、認識不足かもしれないが、再開発について市で議論されている第一地区、第三地区、第四地区はどこなのか。

事務局：第四地区は既に完成している。第三地区については当面時間をかけさせていただくということで、今第二地区の整備、近鉄百貨店の裏側を進めている。今話をしているのは都市計画の規制について、第一地区はこういう規制をしていると説明している。高度利用地区の地区なので、再開発のエリアとは整合していない。

委員：専門的にやっていたらわかるかもしれないが、市民の目からみて第二地区とってどこなのかと思う。高山第二工区というのも何が第二工区でどこの地域なのか言葉が独り歩きしている。

事務局：ここでは高度利用地区のエリアはここだと説明している。再開発事業の区域はまた別の話。

委員：高山第二地区、工区と地区。部署ごとで一般の市民の人は何をどうやって議論しているのかまるっきりわからない。市役所の中でも課によって言葉が違っているのではないか。地域・地区を含めて。

委員：地域と地区というのは都市計画法でいえば法律用語になる。それぞれあるが、一般的には地域というのは範囲が広い。都市計画の国交省が定めている基準だといわゆる用途地域をひとまとめでやるのは基本的には5ヘクタール以上で、まとまった広い範囲のことを地域という。それに対して地区というのはもっと小さいエリア。また、そういうこととはまったく関係なく地域・地区の中には用途地域として定められているものと、資料でいうと高度地区とか高度利用地区とかこれは地区。一般的には1つ1つの範囲は小さいエリアになるという考え方だが、高度地区などは用途地域より広いぐらいの範囲。制度として必ずしも地区の方が常に小さいということではない。今のは都市計画法の中の話で、一般的には地域というのは範囲を示すものであり、あまりまとまりがあることと関係なく線を引く。地区というと集合体、例えば生活を基盤にしているようなまとまりとしての言い方はする。比較的、地域というのは明確に分野のコンセプトを決めずに広い意味でまとめて、地区というのは一体性があるものを示す。

委員：まちの漢字かひらがなかはこれも法的には違うのか。

委員：これは別に定義があるわけではないと思うが、一般的に漢字で書くとハードなもの、道路をつくるとか、道をつくるとかそういうことを含む。あるいは、先ほど申し上げた区画整理のようなこと、市街地再開発などは一般的にはこの漢字のもの。それに対してひらがなで書くのは市民参加とか住民活動など。何かを物としてつくるわけではなくソフトなまちをつくるという仕分けはされていると思う。

事務局：我々の意識では漢字で「街」と書くとハードな感じで、「まち」とひらがなで書くとソフトな感じで使い分けることが多い。

委員：緑も一緒か。

部会長：そうですね。

副部会長：規制はないが、漢字で「緑」と書くとハード的な要素のイメージ強いが、ひらがなで「みどり」と書くとハードに加え、活動などのソフトの要素を含めて表す場合が多

い。ただ、漢字で書いたからといって市民参加を含んでいないということでもない。文章の字柄、ポスターの絵柄そういった使い分けも良いかと思う。

委員：市街化区域だと漢字で、何もなかったらひらがなのまちで生駒の市街化区域のまちづくりであるなら漢字なのではと仕事柄思う。

部会長：台湾で震災後まちづくりをやっているが、台湾はまちづくりのことを「社区総体營造」いう。会社の社、人間が集まるある一定のエリア。人間の集まりを相対的に作っていく。地域の間人間関係を含めて総括に考えていく。脱線話だが、最近まちづくりというのがローマ字で書いて英語でも通じる。日本のまちづくりが語源になっている。

委員：これもプレゼンテーションに関わりがあるのだが、先ほどの図で、100%守るべき都市計画、それから市民が求める質との間のグレーゾーンをどう進めるかを考えると、ガイドラインやマニュアルが必要。前回いただいたマニュアルを見せていただいたが、マニュアルは今日までの1つの物差しとして機能してきたと思うが、内容的に現実と離れているところがあると思う。例えば、生駒市の景観形成の考え方の中で、5つ視点を述べておられる。景観形成の1つを採ると生駒らしさを大切にするという項目があるが、実際に家を建てるときの擁壁などは生駒石が使えなくなっている。聞くところによると、生駒石の1mか2mぐらいある擁壁は生駒市では使えないという話を一級土木施行管理士から聞いた。そうすると生駒らしさというのはどんどん消えうせて他のまちと同じような擁壁のまちができてくると思う。擁壁というのは建築基準法で規制しているのかわからないが、いずれにしろ擁壁の作り方ひとつを取ってみても、生駒らしさがどんどん無くなってくるような気がする。それから、項目1のところ、単なる見た目の美しさを目指すものではないとあるが、確かに見た目というのはひとつの景色と捉えるとそれだけではないと思うが、内容を読んでみると、どこで言っても通用するようなことが書いてある。今までは右肩上がりの成長で量を追いかけてきた。しかし、これからの時代はデザインで、質の勝負だという時代に入ってきた。景観というのはより文化的な価値を考えていこうという時代に入ったのかなと私は思う。特に最近の新聞などを見ていると、広島判決の問題とか、箕面の古い家屋が山の中にあり、それが朽ちて住民から苦情がでていろいろあるが、文化的価値を重視する時代にきていけば、項目1という視点のおき方はどうかと思う。読んでみると、マニュアルの中身も検討する必要があるのではと思う。環境の問題1つとっても屋根の問題、私は自分の住んでいるところから生駒の山を見上げるが当然山の中腹に家がたくさんある。その屋根にソーラーパネルが貼られてきたらどうなるのかといった問題もある。今日からさらに将来に向けての暮らしの変化を取り入れた形のデザインマニュアルをもう一度考えることも必要ではないか。

部会長：それが私達の部会の一番大切な審議事項。マニュアルとはどういう役割があるのかがようやくわかっていただいたので、意見がでるようになった。そこをもう少し数回基礎的な知識を共有して、その後はおっしゃるように1つ1つの文言がこれで良いのかど

うかを議論させていただく。それから生駒流の景観計画に仕立てていかないといけないので、委員の方から箕面と芦屋を言ってもらったが、生駒にふさわしい景観計画にするとか、規制の仕方とかを皆さんと知恵を絞って後半部分でたっぷりと議論の時間を取りたいと思う。

委員：2年という時間を頂いているが、そういうことを考えていくと急いで絵を描くだけが目的ではないので、そのあたりを市民の目としても取り組んでいけるような形の進め方をお願いしたい。

部会長：箕面は先ほど委員からご説明があったが、この前改正した。申し訳ない言い方だが、とりあえず作らないとどんどんいろんなことが入ってくるのでとりあえずこの部分をつくっていく。後はまた5年10年かけて状況に合わせて改正していくという2段構え、3段構えの手続きを取る。そのあたりもどこまでというような話をやっていく。

委員：前回、前々回かにある委員から、市のほうで決まっていて、解決のためにこれをやらないといけないというものがあれば出してほしいというご発言があったが、まさに今手を打たないと手遅れになるという問題があればそれもお示しいただければ市民としてそういうこともあるのだとわかる。そういうのも出していただいたほうが良いのではないか。

部会長：それもまた後ほど。

委員：ここの場で考える景観計画や景観のあり方と最終的に高度地区なり用途地域について形態規制や高度規制といったものについて、どこまで反映させることが必要なのか。例えば今までの都市計画の中では景観というものの視点というのは乏しかったという中で、他に環境だとか福祉だとか安心だとかという視点でのまちづくりはあった。また、高齢化社会で高齢化率が高くなる中でまちなみも変わる。変えるためには用途の話があり、もう一方で商業地域に対して近隣商業があるが、近隣商業というものが必要なのかどうか。最低限の規制としてどういう形で景観規制を考えるかという部分を考えないといけない。

委員：例えばだが、茨木市でいうと、やはり連動する部分があるので、高度地区というのを市域全域で検討している。高度地区なので当然景観に影響する。しかし、景観だけではない。景観のことを考えて建物を建てる。例えば山並みなどは景観と関係するのでそのことに連動させてということまでは高度地区には含んでいない。含んでいないが、景観のことをまったく考えていないかというところではなく、地域のまちなみとして突出した建物を建てるということはやめよう、茨木市の場合は激変緩和という言い方をしていたが、ある日突然隣にすごいマンションが建つ、それはまったく法律的には違反でもなんでもないが、それはいくらなんでもおかしいのではないかというようなことが最低限起こらないようにする。ただ、一定の手続きをする、周りに十分な土地を確保するとか、周辺の環境に影響を及ぼさないということが確認できれば高いものを建ててもよい。ある日突然何の前触れもなしに建つということは控えましょうと。ある程度都市計画と景

観との関係性を意識しながら高度地区という制度の使い方を考えていくということはあるので、そのあたりの最終制度としてすり合わせが必要。ただ、それ以前にまず生駒の景観で大事なことは何かや、守らなければいけないのは何か、もっと活かしていかないといけないことは何か、こういう景観をつくりたいという話をまず持つておかないといけない。それがあればそのことに対してどう進めていくかとなる。茨木の場合などもある日突然マンションが建つということを問題意識として持つていた。

委員：生駒に住もうと思ったのは、緑豊かだから、そういう人が多いと思うが、その緑をすべて見せることができない。みんなが思っているところを見えるように、どうやって数値を作るかを考えることが必要だと思う。地図で見ると大阪との違いがよく分かるので、よく似た地域を勉強したいと思う。芦屋、箕面には住んでみたいと思う。ここにいる委員が、生駒がどんなまちなら住んでみたいと思うかアンケートなどで聞いてほしい。

部会長：環境ワークショップがあったが、景観ワークショップを来年度やってみて、いろいろな方達に集まっていただき、どういうまちにしたいかを話してもらおうと思っている。ただ、ワークショップをするとか、意見を聞くときに注意をしたいと思っているのは、いろんな立場の方に来ていただきたい。箕面の場合は、先ほど委員からおっしゃっていただいた、山並み景観を保全する、山を守るための規制をかけた時に、山をお持ちの地権者に言われたことがあるのだが、アンケートをとり、99.数パーセントの人が山を大切に思っているという話をデータで示した。しかし、地権者の人は、「きれいなことを言うな、残りの数パーセントの我々が努力をしているのでこの山は守られている。数何パーセントの辛さをわかっているのか」と言われた。そういう意味ではいろんな方々の思いを聞かないと体制がこうだからという話にはなかなかなっていない。やり方しだいではそこではまとまるが、間違っ、困った議題が出てくることもあり、そのあたりは慎重にならないといけない。昨日も箕面の山の手前の新しい提言の話をしてしたが、商工会議所の元会長さん、箕面観光協会の会長さんがこれだけ世の中が冷え切っている状況でまた新しく規制するというのはどうなのかという話をされた。私は少しフォローしたが、商工会議所を代表して来たらそういう発言をせざるを得ないという話をした。それから、この委員さんの立場で言うと、この3人はいつも厳しく言うのでデザイナーからすると言われすぎだという話になったときに調整してほしいという立場でここに来ていただいている。ワークショップをするときも、そういう形でバランスよく議論できるようにしたい。そうするとすごく良い答えが出てくる。

委員：うるおいを感じるのを量的に出せないか。緑被率などの感応テストで学生や市民を対象にできないかと思う。

副部会長：特に上から見た時に、樹量がどれだけ覆っているかで判断するというのが、緑被率として各都道府県、市町村にわたり数値で示された。また、20年前後前からそれに加えて緑視率もあった。それが出されて同じときに緑積率、どれだけの体積量が含まれているかまで言われているが、緑視率というのはだいたい35ミリのカメラでどれぐら

いの量の緑が見えると緑が多いと感じるのか、という調査をいろんな研究機関で実施されてきた。だいたい 20～30、25～35%ぐらい。それだけ見えたら緑が豊かだろうという判断はできる。一応基準は 20～30%ぐらいだろうか。別の話だが、生駒という町は街路樹が整備され非常に良好なまちなみとなっている。しかし、自宅の前を掃除するのがいやなので、常緑樹にかえてほしいという。常緑樹は葉が落ちないと思っている方がたくさんいらっしゃる。

委員：生駒市は街路の樹木とかいろんな緑の保全に予算をつけているのか。

部会長：緑は次の部会で話をします。

委員：環境保全とか景観にしてもそれを保全するとなると必ずコストがかかる。竜田川の流域をきれいにしようと思うと下水の問題が出てくる。市のコストの問題に係ってくる。景観一つ、環境一つとってもコストがアップしている。市にとってみると予算が必要となる。そうすると予算をどういうふうに吸収するかということまで我々市民としては将来市民税が増えるのかとかあるので、予算の問題をどういうふうにするか。

副部会長：計画を立てたときにコストを出すということか。

委員：市の方でも財政が非常に厳しいので、ある程度の議論は必要だと思う。

部会長：最近よくその議論が出るが、私はこう説明させてもらっている。お金からはじめるのではなく、例えば旅行の話をする、東京に行きたい、東京に行かなければいけない、これは目的、そうすると今度は今手持ちがいくらあるのか、お金があったら新幹線とか飛行機、お金がなかったら夜行バスで行く。本当にお金がなかったらヒッチハイクで行くしかない。どこへ行きたいかが決まってくると後は持っているお金の中でどういう工面をしながらかを考える。ただ、一番まずいのはみんなで旅行へ行こうといって生駒の駅に集まり、さあどこへ行こうとなると困る。少なくともどこへ行くかを決めておかないといけない。その後お金の話がついてくる。足らなければ足りないだけ知恵を出さないといけない。さらに、それでもダメなら目的を下げていかないといけない。まずお金の話以上にどこに行きたいのか、どっちに持っていききたいのかという議論をしばらくやりたい。

委員：おっしゃることはわかる。目的がないのにどうするのかということだが、私が思うのは、例えば、景観をきれいにすることの目的として、具体的に言えば神社仏閣などでは、訪れる人にはどんどん来てもらおうというようなことも考えておられる。そのためきれいにするのだと。何を考えておられるかと思ったら経済のことを考えておられる。そういう部分がある程度考えながら景観の保全をどういうふうにするのかというところまでお考えになっているところがあった。おっしゃるように目的がないのに議論しても意味がないというのはわかるが、例外的なこともどういうふうに税収を確保するかそれをどうやって景観に結びつけるかある程度考えないといけない。大枠で考えていけば事業者も企業も乗ってこられやすいと思う。

部会長：税収も目的。観光目的でという。名張の都市計画マスタープランをつくらせてもら

ったが、名張には高速道路が通っていない。高速道路が通っている亀山とかに工場が行ってしまう。お金がないのにいまさら高速道路をつくるのはいけないという話になった。そのときに、なぜ高速道路がほしいのかをみんなに聞くと、商工会議所の会長さんは物流、トラックを走らせたい。ある人は土日の観光客に来てほしいと言っていた。それからもう1つの使い方として救急車が奈良などの大病院に早く到達したい。つまり高速道路がほしいとおっしゃっている方々の高速道路の使い方は3通りあるとわかった。その話をしないままみんな高速道路が欲しいと言う。それではなく、何に使いたいのか、それがあるとあなたの生活がどう変わるのかという話をしませんかということで議論させてもらった。どういう手段とか身近な話になってしまうが、そうではなく使い方とか自分の生活に重ね合わせて考えていってこそ締まってくる。

委員：生駒をどんな景観にしたいのかを1つ明らかにしたら良いと思う。お金の範囲で決めるのではなく、したいことを考えることが必要。

委員：先生のおっしゃった目的がなければ議論は始まらないということで充分わかるが、そういう計画とか構想というのは世の中にいっぱい生まれてきた。それが完結したか、成功したかという失敗したものもいっぱいある。だからあらゆるシミュレーションをしてじっくり考えていかないといけない。なかなかそれが達成できないとなるとせっかく計画を作っても全然進まないということになる。いろんな要素を考えて目的を達成してほしい。

部会長：話が佳境に入ってきたが、時間もないので。こういう話ができるようになったのも2回の積み重ねだと思う。どういうものを議論しないといけないか、あるいは、私の立場としてはどういう発言をしたら良いのかようやく協議ができた。次回は緑についてなのでまたよろしくお願ひしたい。それからなぜ今実現しないかという典型的なお話をさせていたきたいが、石川県に七尾という町がある。七尾は滋賀県の長浜の人たちに協力いただいてこの10年ほど頑張ってきているのだが、そのときに中心メンバーの方がおっしゃったのは、事業者の方だったのだが、30年ほど前に青年会議所の時代に何とか構想というのを作った。ところが30年間全然実現していないということに気がついた。自分達で絵を描いただけで何も自分達が動いていなかったということに気がついた。30年経つとみんな社長などになっているので、お金を動かせる立場になった。その時に長浜の人になぜ来てもらったかという、自分達が身銭を切ってまちをよくしようということで、町屋を買い取ったり、今いろんな仕掛けをしている。そういうことで言うと、絵を描いている人とそれをやっといこうという人がずれてきていると実現しない。自分でできることにお金を出して、動いていくと、ひとつひとつ実現していくという典型的な話。私はいつもお話させていただいているのは、誰かを動かしてやらそうとするよりも、自分はいったい何ができるだろうかを1人1人が考え動いていくと明日からでもまちは動いていくのではないかという感じがする。そのあたりもまた次回以降議論していきたい。最後事務局の方から。

事務局：次回部会長からお話もあったように、年明け早々1月7日9時半からということで
よろしくをお願いします。

部会長：それでは第2回目の景観計画専門部会を終了します。ありがとうございました。
以上。